

『マイナンバー』をお知らせします。

先月号では、マイナンバー制度のセキユリティについて紹介しました。今号では、『マイナンバー』が記載された『通知カード』の郵送に伴う住所変更と法人番号の通知についてお知らせします。



▲マイナンバーキャラクター マイナちゃん

▼問い合わせ

- 住所変更について……………市民サービスグループ(☎051855)
- 法人番号の通知について…企画調整グループ(☎05109)

●マイナンバーの通知について

10月5日以降に、12桁のマイナンバーが記載された『通知カード』が、原則として住民票に登録されている住所宛てに、世帯ごとに簡易書留で郵送されます。

『通知カード』を郵送するにあたり、住民票に登録されている住所と実際にお住まいの住所が異なる方は、『通知カード』が届かない恐れがありますので、住所変更の届け出を行ってください。

●住所変更の届け出について

登別市から市外へ住所を異動する場合の転出届は、市役所窓口で手続きを行うことができるほか、郵送も可能です。

市外から登別市へ住所を異動する場合は、以前住んでいた市区町村で転出の届け出の手続きを行い、発行された転出証明書または住民基本台帳カードが必要となります。また、平成27年10月5日以降に転居・転入手続きをされる方には、窓口で転居・転入届け出時に通知カードの所有を確認します。詳しくはお問い合わせください。

※本人確認書類は、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなどの写真付きのもの1点か、各種

場所	時間	手続きに必要なもの
市役所1階1番窓口	平日の9時から17時30分まで ※毎週木曜日(祝日などを除く開庁日)は19時まで。	・本人確認書類 ・印鑑 ・代理人が手続きを行う場合は、委任状
鷺別支所 登別支所 登別温泉支所	平日の9時から17時30分まで	

●居所情報登録申請について

健康保険証の被保険者証、年金手帳、介護保険の被保険者証、学生証、生活保護受給者証、住民基本台帳カード(写真なし)など写真付きでないもの2点が必要となります。

ひとり暮らしで、長期間、医療機関や施設に入院・入所されている方や、そのほかやむを得ない理由により住民票のある住所地で通知カードを受け取ることができない方は『居所情報登録申請書』を9月25日までに住民票のある住所地の市区町村に持参または郵送してください。

申請が認められた方は、現在お住まいの場所で通知カードを受け取ることができるようになります。

※居所情報登録申請書は、市区町村窓口にて配置しています。また、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)でもダウンロードできます。

●法人番号の通知について

平成27年10月5日以降、13桁の法人番号が、国税庁から登記上の所在地へ通知されます。法人番号は1法人に1番号のみ指定され、法人の支

店や事業所には指定されません。

また、法人などの称号や名称、本店または主たる事務所の所在地、法人番号は、インターネットを通じて国から公表される予定となっております。これらを公表することで、企業の事務負担軽減などにつながることを考えられます。

事業者の方は、法人税の申告書や源泉徴収票などを税務署に提出する際に、法人番号の記載をすることになります。

法人番号の指定・通知・公表について

指定

・国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。

会社や国の機関などについては、特段の手続きを要することなく、法人番号が指定されます。

通知

・平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の郵送を開始します。

公表

・法人番号を指定した法人などの①名称、②所在地、③法人番号をインターネットを通じて公表します。

